

令和3年度当初予算 JAPANブランド育成支援等事業費補助金

【支援パートナー 公募要領】

＜公募期間＞

令和3年4月15日(木) ～ 令和3年5月17日(月)17:00まで(厳守)

〔目 次〕

1. 目的 P 1
2. 支援パートナーに選定されるための条件 P 1
3. 支援パートナーとしての義務 P 2
4. 諸注意 P 2
5. 応募方法 P 3
6. 事業スキーム P 4
7. 対象者 P 4
8. 守秘義務 P 5
9. 問い合わせ先 P 5

本公募は「JAPANブランド育成支援等事業」の補助事業者の公募ではありません。
本公募に申請いただいても、補助金は交付されませんのでご注意ください。

1.1 版
令和3年4月
中 小 企 業 庁

【注】この公募要領は、必要に応じて改訂されることがありますので、最新のものを中小企業庁のホームページでご確認ください(令和3年4月16日改訂)。

中小企業庁では、令和3年度「JAPANブランド育成支援等事業費補助金」（以下、「JAPANブランド補助金」という。）において、海外展開やそれを見据えた全国展開に向けて、新規販路開拓等に取り組む中小企業者を支援するため、中小企業者が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等（以下、「支援パートナー」という。）を公募します。

中小企業者が販路開拓等をサポートする支援パートナーを活用することで、特に海外販路開拓を効果的に行うことが可能となると考えられます。そのため、令和3年度事業においては、支援パートナーを本公募により事前に選定し、中小企業庁が公表する予定です。JAPANブランド補助金に応募する中小企業者は、選定・公表された「支援パートナー」の中から、中小企業者自らの販路開拓に資する支援パートナーを選択し、支援パートナーとの相談を踏まえて事業計画を策定した上で、補助金応募を行っていただくことを想定しています。

支援パートナーとしての参加を希望する支援事業者におかれましては、下記の要領により本公募にご応募いただくようお願いいたします。

記

1. 目的

JAPANブランド補助金は、海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を中小企業者が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

支援パートナーは、自らが有する展開先市場に関する動向、トレンド、売れ筋の商材・サービス等に関する情報、支援ツール・ノウハウ、プラットフォームなどを中小企業者に提供することにより、JAPANブランド補助金の活用を通じて中小企業者が実際の販路や市場獲得につながるようにサポートしていただくことを期待しています。

2. 支援パートナーに選定されるための条件

支援パートナーは、以下に掲げる全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 自社支援サービスの料金表やそれに類似するものを提出すること（提出していただいたものは原則として中小企業庁のホームページで公開されます）。
- (2) これまでに中小企業支援を継続的に行っており、原則として3件以上成功に導いた実績があること。
- (3) 中小企業者にとって有効な海外・全国展開支援ツールまたはノウハウを持っていること。
- (4) 法人格を持つ企業・団体であること。
- (5) 支援パートナーとして中小企業支援を円滑に行うことができる財務基盤があること。
- (6) 支援パートナーの目的・仕組み及びJAPANブランド補助金について十分理解し、中小企業庁及び経済産業局からの求めに応じて柔軟に対応・協力できること。

3. 支援パートナーとしての義務

支援パートナーは、本公募に応募する事業者について、中小企業庁及び外部審査委員会による審査を経て、中小企業庁が選定・公表しますが、選定された支援パートナーには、以下の義務が発生します。

- (1) JAPANブランド補助金の応募にあたり支援パートナーの利用を希望した中小企業者に対して、あらかじめ中小企業庁と協議して決定した相談対応可能企業数まで事業計画策定の段階から販路開拓にかかる支援等を行うこと。
- (2) 中小企業者が補助事業に応募する場合、中小企業者に対して、あらかじめ見積書を提出すること。見積金額を変更する場合は、あらかじめ中小企業者の確認を得ること。
- (3) 中小企業者が補助事業に応募する場合、中小企業者に対しては、信義誠実の原則に従い誠実に対応すること。
- (4) 支援を行う中小企業者について、補助金審査委員会が審査の際に参考とするためのコメントを付与し、同審査委員会に提出すること。
- (5) 支援パートナーを利用した中小企業者の支援状況について、事業年度終了後3ヶ月以内に、規定の様式により中小企業庁に報告書を提出すること。なお、年度の途中においても必要に応じて中小企業庁が報告を求める場合がある。社内規定等により報告書の提出が難しい場合は、その理由を任意の様式にて提出すること。
- (6) 支援を行った中小企業者が事業終了後に経済産業局に提出する実績報告書の作成等に協力すること。
- (7) 支援パートナーが支援している商材や市場の動向について、年度末までに、中小企業庁に可能な範囲で情報提供を行うこと（次年度以降の政策立案に活用する。）。
- (8) 補助事業実施のために担当者を配置（他の業務との兼務も可）し、支援パートナーの利用を希望する中小企業者に対して、十分なサービスを提供する体制を構築すること。
- (9) その他上記に当てはまらない項目については、中小企業庁と協議すること。

4. 諸注意

- (1) 支援パートナーに選定された際には、支援パートナーの役割を正しく理解し、また上記2.3.に記載した事項を含む支援パートナーとしての権利義務等を遵守することを誓約する旨の念書の提出を求めます。
- (2) 本公募は、JAPANブランド補助金における採択事業者が、特に海外の新規販路開拓にあたって効果的な取組みを行う支援を念頭においています。効果的な取組みに資するサービスを提供する場合には、自社の料金表に基づく料金をその対価として採択事業者から受け取ることも可能ですが、支援パートナーとなったことをもって中小企業者との間でサービス提供の成立を保証するわけではありません。
- (3) JAPANブランド補助金の交付対象となる経費は、補助事業の採択決定後、国が中小企業者（補助事業者）に対して行う交付決定以降に発生する経費のうち当該補助事業に係るものに限られます。交付決定前に生じた相談料等は、交付決定前の費用を中小企業者から徴収することを妨げるものではありませんが、補助対象になりません。

- (4) 支援パートナーは補助事業者にあたらなため、国庫補助金の直接的な交付対象とはなりません。補助事業者である中小企業者が支援パートナーに対して支払う対価は補助対象となります（交付決定前の経費を除く）。
- (5) 支援パートナーへの応募後は、中小企業庁及び外部審査委員会が審査を行い、JAPANブランド育成支援等事業の支援パートナーとして選定できるかを判断いたします。支援パートナーと認められた事業者に関しては別途ご連絡を致します。機密保持には十分配慮いたしますが、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合もありますのでご了承ください。
- (6) 応募書類に記載する内容は、今後の本制度の体制構築の基本方針となります。応募後に中小企業庁との協議を経た上で、最終的な実施内容の確定を行います。なお、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、支援パートナーの選定外とすることがあります。
- (7) 支援パートナーに選定された場合、その旨をプレスリリース等で公表することを妨げるものではありませんが、事前に中小企業庁に報告してください。
- (8) 当該年度に支援パートナーとして行った支援内容については、原則として公表することになります。

5. 応募方法

応募は以下の内容で受付を行います。必要事項を記載の上、期間内にご提出をお願い致します。

応募期間：令和3年4月15日（木）～ 令和3年5月17日（月）17:00まで（必着）

応募方法：必要書類を記入上、以下の宛先までメールにて提出。

宛 先：jb-shien@meti.go.jp

件 名：JAPANブランド支援パートナーへの応募（事業者名）

結果通知：令和3年5月下旬を予定

必要書類：① 応募書類（様式1）（必須）*

② 応募書類別紙（別紙1）（必須）**

③ 支援概要を示す資料（別紙2）（必須）

④ 料金表・それに類似する資料（様式任意）（必須）

⑤ 直近3年間の応募者の財務状況を示す資料（様式任意）（必須）**

（例：直近3年間の貸借対照表及び損益計算書）

⑥ その他、①～④に係る補足資料（任意）**

※ ①②③に関しては編集可能な形式（Word・Excel・PowerPoint）にて提出。

④⑤に関しては、PDFにて提出。

【注意事項】

※ 作成する書類のフォントサイズは10pt以上としてください。

※ 提出するファイル名は、以下のように記載してください。

- ファイル名には応募者名を記載すること。
- 使用する英数字・記号は全て半角にし、「株式会社」等の法人形態は省略すること。

(例) ②応募書類別紙(会社名)

※ 経済産業省は事業者間の連携の推進を図るために、応募時に提出する情報の扱いを以下のとおり分類します。

無記入：経済産業省が指定するサイトを通じて開示することがあります。

*：経済産業省が指定するサイトを運営する関係者に開示することがあります。

なお、応募者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じて開示することがあります。

**：応募者の許可があれば、経済産業省が指定するサイトを運営する関係者、または経済産業省が指定するサイトの利用者の求めに応じ、開示することがあります。

6. 事業スキーム

令和3年度のJAPANブランド育成支援等事業の事業スキームは下記の通りです。

中小企業者等の海外販路開拓を、中小企業庁が選定する「支援パートナー」を活用することで支援。（※一部、条件付きで国内も可）



補助率	補助上限額
2/3以内	500万円
※採択3年目の場合/ 国内販路開拓に係る経費は1/2以内	※複数者による共同での応募の場合、1者毎に500万円嵩上げし、 最大2,000万円 まで引き上げ。

7. 対象者

支援パートナーとなることができる対象者

法人格を持つ企業・団体

※民法、刑法、職業安定法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律、及び個人情報の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

※次の①から⑥のいずれにも該当しない者であること。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 1212 号）第 2 条により定める事業を営むものであるとき。（例） マージャン店・パチンコ店、ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等
- ②法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ③役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥法人等が刑事告訴された結果、もしくは民法における不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- ⑦公募締切の時点で、本事業にて市場獲得を目指す対象国の中に、国際連合安全保障理事会決議によって経済制裁が行われている国が含まれているとき。

8. 守秘義務

- (1) 支援パートナーは、本制度の参加を通じて知り得た事項を、本制度の目的以外には使用せず、法律又は裁判所若しくはその他の行政機関又はその他の公的機関の規則又は命令等に基づき開示を求められた場合を除き、相手の事前の了解なく第三者に開示、又は漏洩させてはならない。
- (2) 支援パートナーは、上記に定める事項について、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

9. 問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 担当者：宮下、丹羽、長谷川、小松 電話：03-3501-1767(直通) E-mail：jb-shien@meti.go.jp
--

支援パートナー公募要領の改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
1.0	令和3年4月15日	・初版発行
1.1	令和3年4月16日	・応募書類の提出先、問い合わせ先のメールアドレスを「jb-shien@meti.go.jp」に修正【P3、P5】